

第3章 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造

第1節 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造

第三次青森県環境計画に掲げたモニタリング指標の状況

指標名（単位）		指標の説明				
1人当たり都市公園面積（㎡/人）		都市計画区域内における人口1人当たりの都市公園面積です。 （※特定地区公園（カントリーパーク）を含む。）				
実績値の推移						
項目	平成18年3月末	平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	
青森県	14.3	14.9	15.1	15.7	16.6	
全国	10.2	10.4	10.6	10.8	11.0	
全国順位	8	7	7	7	7	
東北六県	14.5	14.7	15.0	15.4	16.8	
東北順位	4	4	4	4	4	

1 都市公園整備

都市公園は、文化的な都市環境を形成する上で不可欠な都市空間として、活力ある長寿・福祉社会の形成、都市のうるおい創出に資するとともに、自然とのふれあい、コミュニティの形成、広域レクリエーション活動等多様なニーズに対応する、住民生活に密着した施設です。

また、災害時には避難地・避難路・火災の延焼防止、ボランティア等の救護活動拠点、復旧・復興の拠点等の機能を発揮するなど、安全でゆとりのある生活に不可欠な施設でもあります。

現在、県では全国大会などの大規模なスポーツイベントやスポーツレクリエーションの拠点である、新青森県総合運動公園の整備を進めています。

2 多自然川づくり

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。

また、「多自然川づくり」はすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等、河川管理におけるすべての行為が対象となっており、県内全域で実施されています。

3 海岸環境整備

国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行い、快適な海浜利用の向上を図るため、階段式護岸、遊歩道、人工リーフ、離岸堤、養浜等の整備を行うものです。

平成22年度においては、農林水産省所管の海岸で岩崎海岸1海岸において整備が行われています。

4 港湾環境整備

港湾環境のアメニティの向上を目指し、レクリエーションやイベント等多彩な交流活動の拠点として、更には災害時における避難地や救護活動等の拠点として、広場、休憩施設、植栽、親水施設等を整備し、豊かなウォーターフロントを形成するものです。

平成23年度においては、青森港等4か所において整備が行われます。

また、港湾における廃棄物の不法投棄防止対策及び不法係留船対策を行うことにより、港とその周辺の景観を守り、次世代に誇れる財産としての港の「環境づくり」に寄与するため、廃棄物の撤去及びパトロールの強化を進めています。

第2節 良好な景観の保全と創造

1 景観法及び青森県景観条例に基づく景観形成の推進

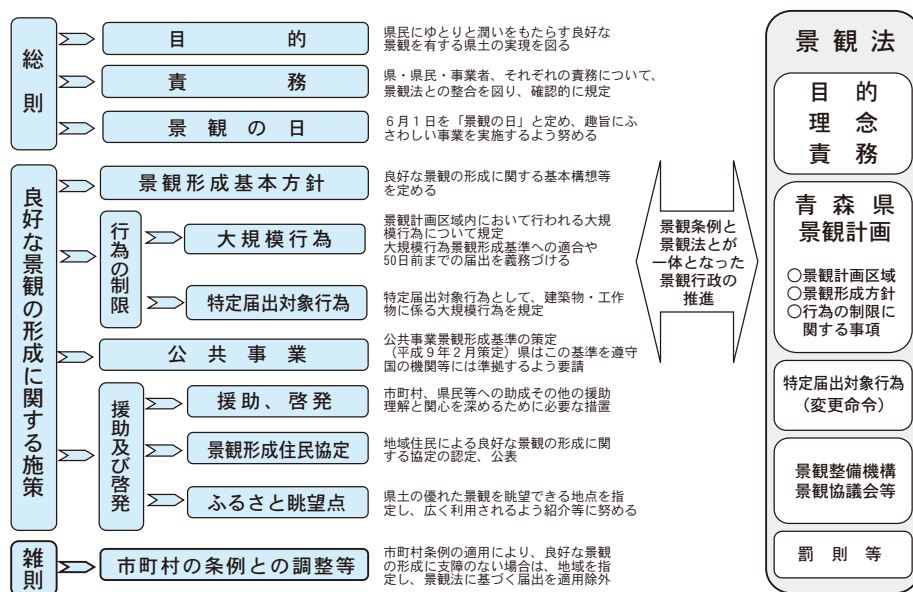
本県では、平成8年4月1日に青森県景観条例を施行し、景観に関する各種の施策を推進してきました。

この条例は、県民にゆとりと潤いをもたらす県土の実現を図ることを目的に、届出制度による規制誘導のほか

景観や普及啓発等ソフト事業についても規定しています。

また、県では平成17年6月の景観法施行を受けて、平成18年3月に「青森県景観計画」を策定するとともに、景観条例を一部改正し、景観法と景観条例を一体的に運用する制度とし、平成18年4月1日から施行しています（図2-3-1）。

図2-3-1 青森県景観条例の体系



2 青森県景観形成審議会

青森県景観形成審議会は、知事の附属機関として平成8年9月に設置され、青森県景観条例に規定する景観形成基本方針の策定等、県土の景観形成に関する重要事項を調査審議してきました。

景観法の施行に伴い、景観行政と屋外広告物行政が密接な関連を有し、一体的な運用が求められるようになったことから、景観行政と屋外広告物行政の一体的な推進を図り、屋外広告物の規制を含む良好な景観の形成について総合的な審議を行うため、平成18年度に青森県景観形成審議会と青森県屋外広告物審議会を統合し、同年6月には統合後の初めての景観形成審議会を開催しました。

3 大規模行為届出制度

青森県景観条例では、景観形成に大きな影響を及ぼすおそれのある一定規模を超える建築物・工作物の建設、土石の採取等の大規模行為について事前の届出を義務づ

け、大規模行為が景観形成基準との適合性について審査を行っています。

平成17年度までは、基準に適合しない行為に対しては、「指導」、「勧告」、「公表」の3段階の措置を行うことができた制度でしたが、景観法によって平成18年度からは、基準に適合しない行為に対しては、「勧告」、「告知」、「公表」又は景観法に基づく変更命令を行うことができることとなりました。

平成22年度の届出件数は337件でした。

4 公共事業景観形成基準

公共の道路、橋、建築物等は、大規模なものや地域の景観の基盤となるものが多く、県土の景観を構成する重要な要素となっています。そこで、県が実施する公共事業に係る景観形成のための基準として、「青森県公共事業景観形成基準」を平成9年2月18日に策定し、景観形成の先導的役割を果たすこととしています。

5 景観形成に関する普及啓発事業及び支援事業

(1) 普及啓発事業

県民や事業者等の景観形成についての関心と理解を深めるため、次の事業を実施しています。

① 景観学習教室

景観の専門家を講師として小学校等へ派遣する「景観学習教室」を平成14年度から実施しています。平成22年度は県内9小学校で開催しました。

② 環境色彩研修

県・市町村景観担当職員等を対象とする色彩に関する研修会を平成15年度から開催しています。平成22年度は9月に開催しました。

③ 公共事業景観研究会の開催(公共事業の景観形成)

公共事業における良好な景観の形成を目指し、担当者の景観形成に関する知識やノウハウのスキルアップを図るための研修会を平成18年度から開催しています。平成22年度は計2回開催しました。

④ 「景観の日(6月1日)」を中心とする普及啓発

一般県民、事業者、市町村等への重点的な普及啓発を図るため、「景観の日フォーラム」を開催するとともに、積極的な景観形成に関する活動を推奨するため、「ふるさとあおもり景観賞」を創設し、その表彰を行いました。

(2) 支援事業

景観アドバイザーの派遣(技術的支援)

県民、市町村、事業者等の景観づくりを支援するため、景観の専門家をアドバイザーとして派遣しています。

6 青森県景観計画

景観法に基づく制度へ移行するため、平成18年3月に、景観行政団体が景観法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」である「青森県景観計画」を策定しました。その概要は次のとおりです。

(1) 景観計画区域

これまでの大規模行為の届出制度を継続するため、景観計画区域は県内の区域(景観行政団体である市町村の区域を除く。)の全域としました。

(2) 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

景観条例に基づいて策定した「青森県景観形成基本方針」を基本的には維持しながら、基本目標等必要事項を定めました。

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観条例に基づく「大規模行為届出制度」と同様としました。

(4) 必須事項以外の事項

屋外広告物の規制に関する事項等必須事項以外の事項については、今後必要に応じて措置することとしました。

第3節 歴史的・文化的遺産の保護と活用

第三次青森県環境計画に掲げたモニタリング指標の状況

指標名(単位)		指標の説明				
特別史跡三内丸山遺跡の見学者数(千人)		特別史跡三内丸山遺跡の見学者数です。				
実績値の推移						
項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
実績値	370	329	313	337	329	
累計	4,756	5,085	5,398	5,735	6,065	

1 歴史的・文化的環境の保全・創造の必要性

近年、人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、生活環境に「潤い」や「やすらぎ」などの精神的な豊かさが求められてきています。このような観点に立って、快適な環境を創造していくためには、公害防止などの生活環境の保全や自然環境の保全だけでなく、身近な水辺や緑、美しい街並みや歴史的雰囲気と調和した

環境の保全・創造を図っていくことが必要です。

豊かな緑、清らかな水辺、ゆとりある空間、美しい街並み、歴史的・文化的遺産などがバランスよく備わった良好な環境づくりは、人間性豊かな生活と、地域の活性化を推進していく基盤ともなるものであり、また、健康の維持・増進、精神のリフレッシュあるいは子どもたちの健やかな成長にも欠かすことのできないものと考えられます。

2 歴史的・文化的環境の要素

歴史的・文化的環境を構成する要素は、自然景観、都市景観、身近な水辺と緑、歴史的・文化的遺産等広い分野にわたっています。

これら各要素について見ると、自然景観については、国立公園、国定公園など、自然公園法等の法令によって指定・保全されているものだけでなく、地域のシンボルとなっている山や川、海の景観など、身近な自然が創り出す景観も含まれます。

また、歴史的・文化的遺産についても、文化財保護法等の法令によって指定、登録されている重要有形、無形文化財等や埋蔵文化財に限らず、各地域の成り立ちや歴史を現わす集落・町並み、祭り、民俗芸能等も含まれます。

近年はこのように、保護等に関して法令上指定されていない身近なものも含めて保全していくことが求められてきています。

3 歴史的・文化的環境の保全・創造の方向性

自然景観や我々の先祖が創り出し、伝承されてきた歴史的・文化的遺産は、我々の生活環境の一部を形成する、地域に根ざした貴重な財産ですが、経済発展や生活様式の変化に伴い、中にはその価値が忘れ去られていく傾向にあるものもあります。中でも、保護・保全の体制が整備されていない身近な自然や歴史的・文化的遺産については、その傾向が顕著です。こうした身近な郷土の自然や歴史的・文化的遺産について重要性を再認識、これらに関する適切な保全・活用を考えていく必要があります。

また、良好な景観づくりをはじめとして、環境に対する人々の要求も多様化してきており、環境創造の観点から、地域の歴史や文化的特色を生かすとともに、新たな時代感覚をも取り入れ、積極的に都市空間や町並み空間、更には田園景観の創造を図っていくことが重要です。人々の多様なニーズを踏まえながら、地域の自然や文化と身近な緑や快適性等が調和した、個性的で潤いのある環境の創造を図っていくことが必要となっています。

4 縄文遺跡群の世界遺産登録推進

県教育委員会では、特別史跡三内丸山遺跡をはじめとする「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けて、平成23年度は「J OMON世界遺産プロジェクト推進事業」、「あおり J OMON パワーアップ事業」等により、世界遺産登録に向けた諸条件の整備のほか学術的価値の国内外への浸透、更なる気運の

醸成や普及啓発に取り組んでいます。引き続き、北海道・北東北の4道県が連携して、縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取組を推進していく必要があります。

さらに県では、教育委員会と連携しながら縄文の全国的な認知度を向上させるムーブメントづくりに向けて、平成23年度は「縄文ムーブメント戦略プロモーション事業」により、マスメディアやインターネットを複合的に活用した首都圏での継続的な情報発信や県内縄文遺跡を会場とした集客イベントの実施などに取り組んでおり、縄文の魅力を県内外に発信するための戦略的なプロモーション活動を行っていくこととしています。

5 地域の歴史的・文化的遺産の保全と活用

(1) 津軽塗産業の振興

県では、国の伝統的工芸品に指定されている津軽塗の産業全体の活性化と津軽塗等の販路拡大を図るため、専門アドバイザーを設置するとともに、パンフレットによる商品PR及び津軽塗の魅力ある部分をデザイン化した「津軽うるおい漆」の認知度を高めるため、デザイン案を募集し、発表することとしています。

これらの施策を通し、青森県の歴史的文化を象徴する伝統工芸品「津軽塗」を守り続けていきます。

(2) 各地域における新たな展開

① 中南地域

中南地域県民局では、津軽の伝統工芸品やクラフト品の伝承と消費拡大を図るため、平成21年度から地域の高校生や大学生等を対象とした製作体験実習や新たなデザインを取り入れた新商品の開発支援などを実施しています。平成23年度からは、若手工芸家を対象にマーケティング促進のための研究会を新たに設置し、新規販売ルートの獲得等を目指すこととしています。

さらには、これらの事業成果を含めた展示会を開催し、地域住民が伝統工芸品やクラフトに触れる機会を創出しています。

② 西北地域

西北地域県民局では、当地域の縄文、中世、近世等の多彩な歴史遺産に着目し、これらを歴史観光コンテンツ「奥津軽歴史探訪」へと育て上げ、全国へ情報発信するとともに、地域全体での受入態勢等を整備するため、平成22年度から奥津軽の歴史探訪推進事業を実施しています。

地域の関係機関とともに、歴史遺産の魅力向上に向けた検討を行い、関連する食やモデルコース等を盛り込んだガイドブックの作成や効果的な情報発

信、地元ガイド体制の強化を図る研修の開催など、地域の歴史遺産を活用した観光力の強化に取り組んでいます。

6 青森県史の編さん

県では、県民の郷土に対する理解と愛着を深め、貴重な歴史資料を県民共有の財産として永く後世に伝えるため、青森県史編さん事業を実施しています。

平成22年度までに、「資料編」17巻、「自然編」2巻、「民俗編」2巻、「文化財編」1巻、「別編」1巻の計23巻を刊行しました。

平成23年度は、「資料編中世」1巻の刊行を予定しています。